

労働基準広報 2015 No.1853

5/11

CONTENTS

特集 “マタハラ”の現状とその注意点 ————— 6

妊娠などを契機とする不利益取扱いが 法違反であることを明確化する通達発出

昨今、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益取扱い——いわゆる“マタニティハラスメント”が注目を集めている。いわゆるマタハラについては、均等法第9条第3項や育介法第10条などにおいて法違反とされているが、このほど、マタハラに関する相談件数の増加や、均等法第9条第3項の適用に関する初めての最高裁判決が出されたことから、妊娠・出産、育児休業等を「契機として」なされた不利益取扱いが、原則として均等法、育介法に違反することを明確化する均等法・育介法の通達改正が行われた。本特集では、“マタハラ”について、その現状や裁判例、改正された通達の内容などをみていく。

(編集部)

● 解釈例規物語⑥ ————— 18

第37条関係

定額残業手当の適法性について —その2—

定額残業手当の名を借りた割増賃金の不払は許されない。前回(2015年4月11日付号)に引き続き、定額残業手当に関する最近の裁判例を紹介するとともに、労基法違反に対する警鐘について述べる。

(中川恒彦)

● 労働判例解説/国立大学法人茨城大学 (ハラスメント・名誉毀損) 事件 ————— 27

学長が大学訴えた教授2人を非難する文書を配信
文書公開で教授2人の社会的評価を
低下させたとして名誉毀損を認める

(平成26年4月11日・水戸地裁判決)

(弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕)

● NEWS ————— 1

(厚労省・過労死防止対策に関する「大綱」の
案示す)36協定の特別延長時間の縮減指導を
実施/ (労基法等改正案が国会提出される)一
定の高度専門職対象に新たな労働時間制度創
設/ (26年6月1日現在の派遣事業の状況)製
造業務派遣は前年比14.1%増の約27万人に/
(経団連・2014年の賞与調査結果)昨年の冬季
賞与伸び率は非管理職が管理職上回る/ほか

● 労務資料/平成26年度 能力開発基本調査結果① ————— 42

OFF-JTに支出した費用やや増加

～企業調査、事業所調査～ (厚生労働省調べ)

● 連載 労働スクランブル⑫ (労働評論家・ 飯田康夫) — 40 ● わたしの監督雑感 宮崎労働 局労働基準部労災補償課労災管理調整官 上田徹也 — 54 ● 労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

- | | |
|--|------------|
| 労災保険法 [当店のバイトAが次のバイト先へ通勤中負傷] 通勤災害になるか — 48 | 特定社労士・大槻智之 |
| 労務一般 [民法が数十年ぶりの抜本的な改正に] 労務管理に影響は — 50 | 弁護士・加藤彩 |
| 休業・休職 [うつ病で休職予定者の住宅手当] 支給停止できるか — 52 | 弁護士・岡村光男 |

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内